

プロポーザル審査基準等

1 審査方法

書類及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査によることとし、事務局評価点数に、各審査委員が各企画に対して40点満点で採点した点数を加えた総合計点によりプロポーザルの順位を決定する。

【参考】審査委員 市民文化部長含む9人

2 審査項目 合計450点満点

(1) 事務局書類審査 90点満点

	項 目	配点
①	本業務に適した同種・類似業務の実績があるか。（様式2関係） A 同種業務 a. 地域交流促進、相談機能強化事業 b. コミュニティソーシャルワーカー配置事業 c. 地域包括支援センター事業 d. ユースプラザ事業 (子ども・若者の居場所と相談支援) e. 障害者委託相談支援事業 等 B 類似業務 a. 高齢者・障害者の居場所事業 b. 学習・生活支援事業 c. 地域子育て支援拠点事業 d. 一時保育事業 e. 乳幼児一時預かり、乳幼児親子支援事業 f. 在宅子育て親子に対する交流、相談支援事業 g. 長期休み子ども居場所事業 h. 小学生の学習、居場所支援 i. 学校・教育関連事業 j. 子ども食堂・居場所支援事業 等	20点 ●同種業務・・・1件あたり5点 ●類似業務・・・1件あたり3点 (最高20点)
②	担当者に本業務に適した十分な経歴があり、その知識、ノウハウ、経験等を生かすことが期待できるか。（様式3関係） a. 資格 …有効な資格（隣保事業士、社会福祉士等の福祉系や教員免許等） 1件につき1点 b. 経験 …同種・類似事業に従事した 3年以上1点、10年以上2点 c. 実績 …同種・類似事業従事における有効な実績、役職担当等 1件につき1点	20点 【責任者・体制】 資格・経験・実績・体制（担当者が3人以上） …各1点（最高4点） 【担当者】 資格2点、経験2点、実績4点、 (最高16点) ※ 担当者のうち、上位2名の 点数を計上し、3人目以上は、 上記「体制」で1点を計上する。
③	事業金額	50点 全提案者のうち、最低見積金額を提示した提案者を50点とする。 2位以下については、(参加業者中最低見積額／各社見積額)×50点とする。（様式7関係） ※ 小数点以下切捨て

(2) 選定会議審査 360 点満点 (5 点×8 項目×9 人=360 点)

審査項目	審査内容	配点
基本的事項 (公開)	委託事業に関する趣旨・目的を正しく理解し、次の内容について明確かつ具体的に記述されているか。 ①「茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例」及び「隣保館設置運営要綱」等の趣旨や、この事業の目的を正しく理解し、具体的な方策が記述されているか。 ②センターとの連携方法について、具体的な内容が盛り込まれているか。 ③個人情報の保護、漏洩防止等に必要な取り組みは具体的に記述されているか。	15 点 (5 点×3 項目)
事業の企画 内容 (非公開)	業務委託仕様書に記載する目的、業務内容、実施事項等を踏まえ、下記の各事業について実効性を有した提案となっているか。 ①地域住民のニーズに対応し、多くの参加者が見込まれ、参加者同士の交流が深まる地域交流行事及び講演会等の企画について ②地域の実情に即した講習講座等の企画や、住民相互の支援活動等を通じた地域コミュニティ活動促進の方策について ③相談者の主体性を大事にした、課題解決に向けた支援方法の考え方について ④関係機関との連携を強化するために有効な方策及び支援方策検討会等の効果的な運営について ⑤事業完了報告書（相談白書）の具体的な検討事項及び地域課題の見える化等への方策について	25 点 (5 点×5 項目)
合 計		40 点

3 採点基準

- 5 点 : 本業務の目的や発注者の意向をよく理解した上で、優れた提案がなされている。
- 4 点 : 本業務の目的や発注者の意向をよく理解した上で、十分な提案がなされている。
- 3 点 : 本業務の目的や発注者の意向を理解した上で、提案がなされている。
- 2 点 : 本業務の目的や発注者の意向の理解が不足している。
- 1 点 : 十分な提案がなされていない。

4 その他

提案者が 1 者のみであった場合でも、審査基準に基づき審査を行う。